

内閣第四三〇号

起案

平成三十一年四月一日

決定	平成三十一年四月一日
上奏	平成三十一年四月一日
施行	平成三十一年四月一日
公布	平成三十一年四月一日

内閣総理大臣

萩

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五



内閣総務官

原

内閣法制局長官



麻生 国務大臣

麻

根本 国務大臣

本

岩屋 国務大臣

官腰 国務大臣

官

石田 国務大臣

石

吉川 国務大臣

川

片山 国務大臣

茂木 国務大臣

木

山下 国務大臣

山

世耕 国務大臣

耕

櫻田 国務大臣

山本 国務大臣

本

河野 国務大臣

河

石井 国務大臣

井

菅 国務大臣

渡辺 国務大臣

辺

柴山 国務大臣

柴

原田 国務大臣

原

平井 国務大臣

平

菅 国務大臣

菅

別紙内閣総理大臣請議

元号の読み方に関する内閣告示について

右閣議に供します。

おつて、閣議決定の上は、別紙内閣告示案により、平成三十二年四月一日
付けをもって公示することといたしたい。

指 令 案

元号の読み方に関する内閣告示について請議のとおり。

府管第27号
平成31年4月1日

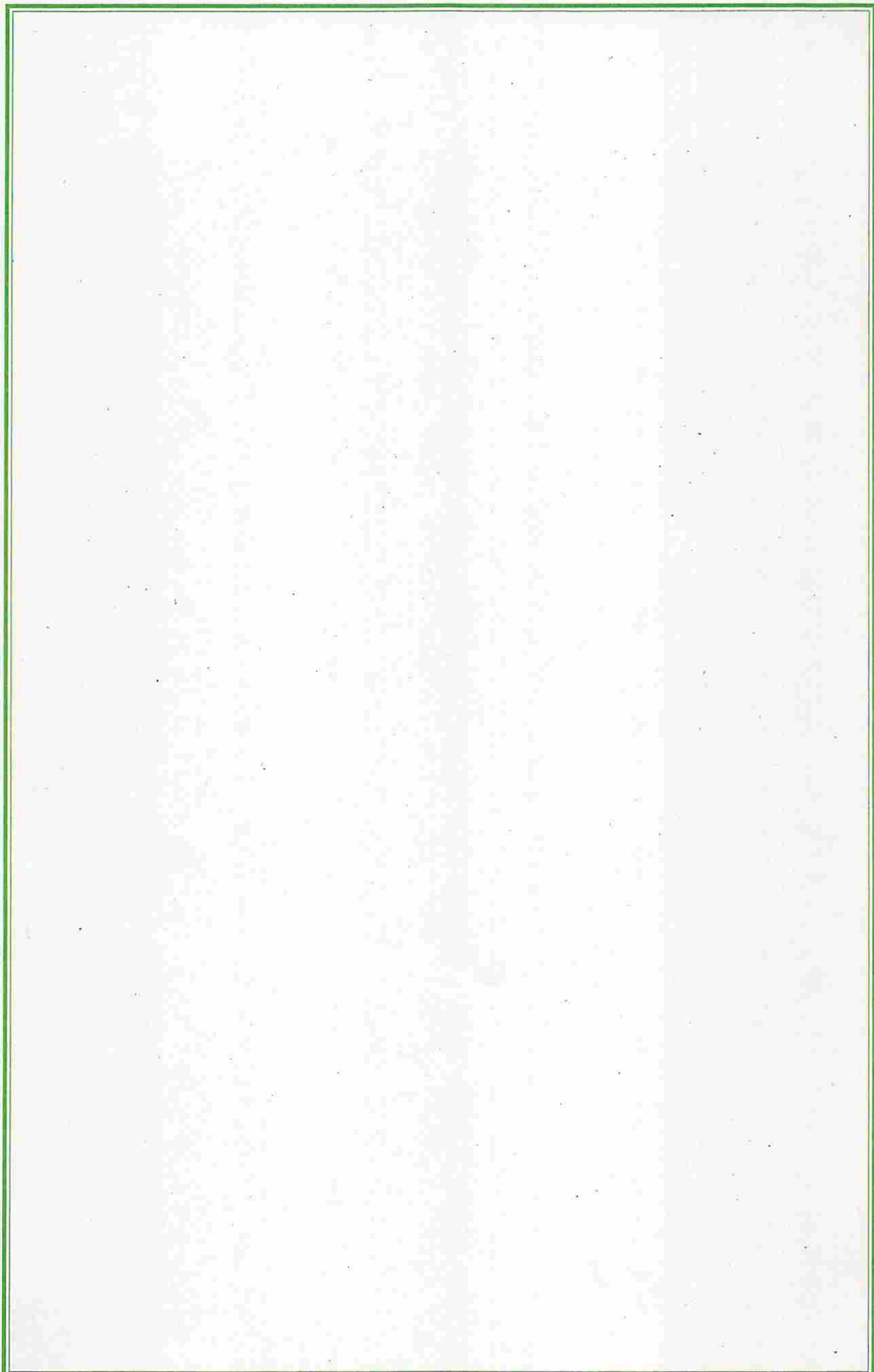
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



元号の読み方に関する内閣告示について

標記について、別紙のとおり閣議を求めます。

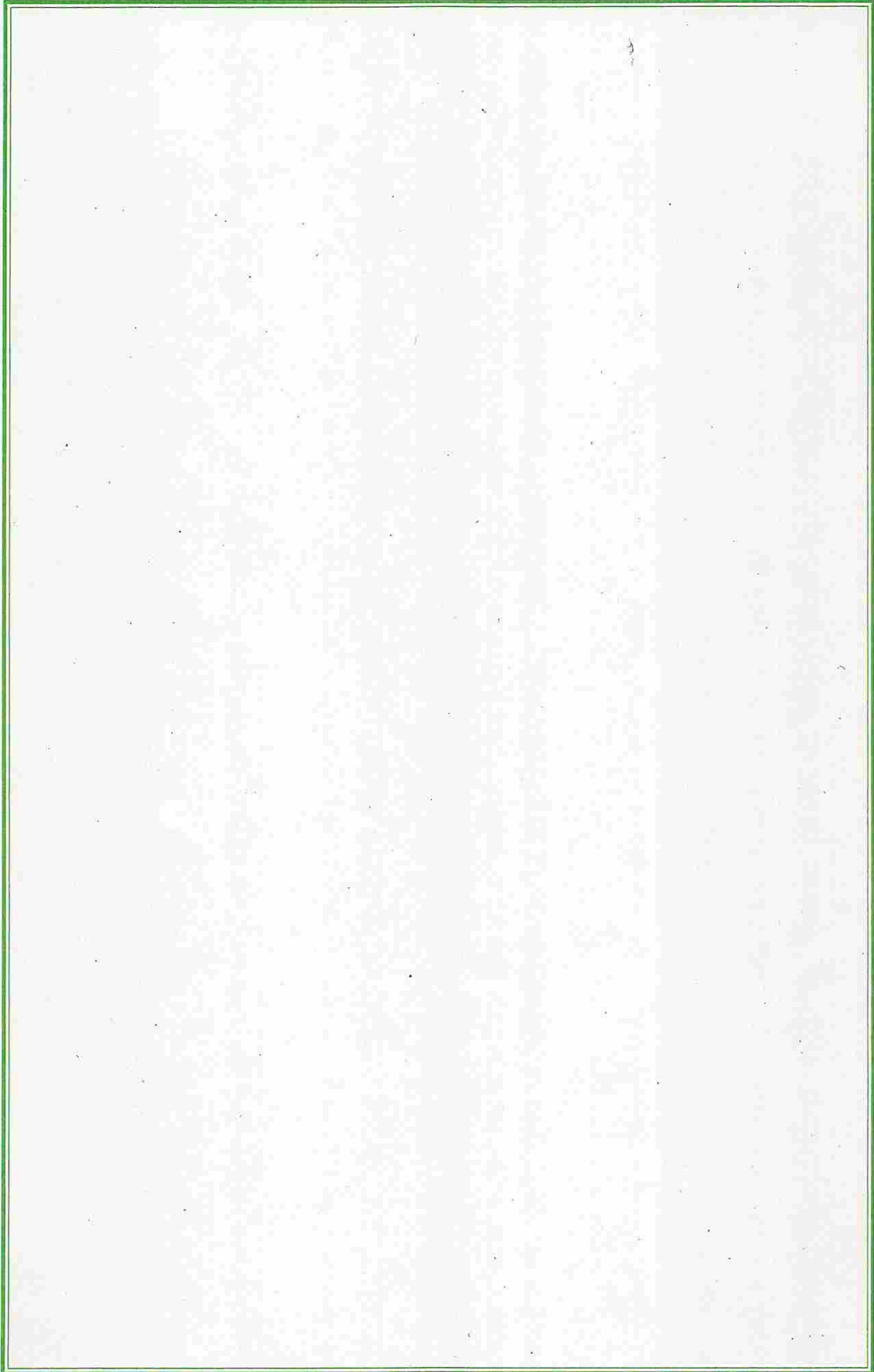


日本国政府

元号の読み方に関する内閣告示について

平成31年4月1日
閣議決定案

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の規定により定められた元号の読み方は、^{れいわ}令和である旨内閣告示をもって公示することとする。



○内閣告示第 一 号

元号を改める政令（平成三十一年政令第**百四十三**号）の規定により定められた元号の読み方は、次のとおりである。

れいわ
令和

平成三十一年四月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

6

